○外務省令第八号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

外務大臣　岩屋　毅

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	73号	74号	［略］	76号	［略］	83号	［略］	85号	86号	87号	［略］
			円 573,700	円 562,700		円 540,700		円 463,700		円 441,700	円 430,700	円 419,700	
国地の別	アジア										ネパール ミャンマー		
	大洋州							マーシャル				トンガ ミクロネシア	
	北米												
	中南米			ハイチ		キューバ		ボリビア			グアテマラ	ドミニカ共和国	
	欧州					ウクライナ						スイス	
	中東					イラク						レバノン	
	アフリカ			南スーダン モーリタニア		ナイジェリア ブルキナファソ				タンザニア	リビア	ケニア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	73号	74号	［同上］	76号	［同上］	83号	［同上］	85号	86号	87号	［同上］
			円 573,700	円 562,700		円 540,700		円 463,700		円 441,700	円 430,700	円 419,700	
国地の別	アジア										ネパール ミャンマー		
	大洋州							マーシャル				トンガ ミクロネシア	
	北米												
	中南米			ハイチ		キューバ		ボリビア			グアテマラ	ドミニカ共和国	
	欧州			ウクライナ								スイス	
	中東					イラク				レバノン			
	アフリカ		ナイジェリア	南スーダン モーリタニア		ブルキナファソ		リビア		タンザニア		ケニア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。